

令和2年第2回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年4月30日（木曜日）							
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年4月30日午後1時01分			議 長	上 田 利 治 君		
	閉 会	令和2年4月30日午後1時43分			議 長	上 田 利 治 君		
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名		出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名		出 席 等 的 別
	1	小 山 善 照 君		○	2	山 口 寛 敏 君		○
	3	宮 崎 吉 輝 君		○	4	井 上 正 旦 君		○
	5	池 田 道 夫 君		○	6	欠 番		
	7	友 田 国 弘 君		○	8	中 山 昭 和 君		○
	9	岩 下 孝 嗣 君		○	10	上 田 利 治 君		○
	会議録署名議員	2 番	山 口 寛 敏 君			3 番	宮 崎 吉 輝 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君			副 町 長	西 立 也 君		
	教 育 長	中 島 安 行 君			総 務 課 長	山 邊 健 仁 君		
	防 災 安 全 課 長	加 納 晴 美 君			企 画 商 工 課 長	日 高 大 助 君		
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	脇 山 和 彦 君			健 康 福 祉 課 長	中 山 ふ み 君		
	農 林 水 産 課 長	山 口 善 正 君			ま ち づ くり 課 長	中 村 大 造 君		
	生 活 環 境 課 長	鈴 木 博 之 君			教 育 課 長	中 山 昌 直 君		
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	熊 本 秀 樹			議 会 事 務 局 主 査	松 本 辰 範		

令和2年第2回玄海町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年4月30日 午後1時01分開会

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会期の決定について

日程3 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玄海町一般会計補正予算（第1号））

議案第36号 令和2年度玄海町一般会計補正予算（第2号）

午後1時1分 開会

○議長（上田利治君）

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回玄海町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、3番宮崎吉輝君、2番山口寛敏君を指名いたします。

日程 2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日4月30日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日4月30日の1日間とすることに決定いたしました。

日程 3 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程 3. 議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるところでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ令和2年3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分とさせていただいたところでございます。

詳細につきましては住民課長から説明させます。どうか御審議の上、御承認いただきます

ようよろしくお願いたします。

○議長（上田利治君）

脇山住民課長。

○住民課長（脇山和彦君）

それでは、内容につきまして新旧条文対照表により御説明をさせていただきます。

まず、16ページをお開きください。

第24条でございますが、個人の町民税の非課税の範囲を定めたものでございます。第1項第2号中「寡夫」、ここでは女性の寡婦ではなく男性の寡夫でございますが、これを「ひとり親」に改めるものでございます。

同じく16ページ、34条の2、所得控除でございますが、先ほどの第24条の改正に伴い、男性の「寡夫控除額」を「ひとり親控除額」に改めるものでございます。

今回の改正は、今まで対象とされていなかった未婚のひとり親に対する税制上の措置及び控除額の見直しであり、全てのひとり親家庭に対して、公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を同時に解消するためのものでございます。

今までは、男性も女性も婚姻した後の死別や離婚等が寡婦（夫）控除の対象でございましたが、改正後は婚姻歴の有無にかかわらず、未婚であっても男性、女性の性別に関係なく、生計を一にする、前年中の合計所得金額が480千円以下の子供を有する単身者について、ひとり親控除が適用されるものでございます。

対象となるひとり親の控除額としましては、男性、女性どちらのひとり親であっても、同額の300千円となっております。

なお、女性の寡婦控除につきましては、扶養親族がいない場合や扶養親族が子供以外の場合は現行のままの260千円となっております。

控除を受ける条件としましては、女性の寡婦控除、また、ひとり親控除にしても、寡婦及びひとり親本人の前年中の合計所得金額が5,000千円未満に限られるというものでございます。

ただし、いわゆるひとり親家庭に該当しないと考えられる、事実婚状態にある世帯については、控除の対象外となるものでございます。

具体的に申しますと、住民票の続き柄に、「夫（未届）」または「妻（未届）」という記

載がないか、確認することとされております。

次に、21ページをお開きください。

中段の第54条第5項でございますが、固定資産の所有者の存在が不明である場合の、固定資産課税台帳への登録及び課税について定めたものでございます。

今回の改正では、固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が登録されていないこと等により、調査しても所有者が特定できないような場合、また、その固定資産の使用者からも調査に協力が得られない場合、所有者を特定することが困難で、課税の公平性の上で支障を来しておりました。それを是正するために、市町村は調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるということでございます。

なお、使用者を所有者として、その者に固定資産税を課す場合には、町はその旨を事前に使用者に通知しなければならないこととされております。

25ページをお願いいたします。

下段になりますが、第74条の3におきまして、現所有者の申告について定めるものでございます。

現在、本町におきましては、固定資産税の納税者が亡くなった場合、次の納税義務者を迅速、また的確に特定するために、相続人代表者指定届を提出していただき、固定資産税を課税するための手続を行っておるところでございます。

今回の改正では、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している相続人等に対して、市町村の条例の定めるところにより、氏名、住所等、必要な事項を申告させることができることとされたものでございます。

このことは、先ほど御説明いたしました。現在、本町で行っております手続につきまして、相続人など現に所有している者の申告が制度化されたものでございます。

現に所有している者に対する申告期限といたしましては、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日までといたしております。

第1号におきましては、土地または家屋の現所有者となっておられる個人の住所、氏名、登記簿に記載されている個人との関係、第2号におきましては、登記簿または土地補充課税台帳、もしくは家屋補充課税台帳の所有者が死亡している場合、その個人の住所及び氏名、第3号におきましては、その他町長が必要と認める事項といたしております。

26ページの第75条におきましては、先ほどの現所有者につきましても、正当な理由がなく、申告を怠った場合の100千円以下の過料を科す者に加えるものでございます。

33ページをお願いいたします。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。

町民税の所得割の額を免除する期間を、現行の平成33年度から令和6年度まで、3年間延長するものでございます。

45ページをお願いいたします。

附則第17条の2でございますが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例期間を、平成32年度から令和5年度まで3年間延長するものでございます。

57ページをお願いいたします。

第48条第1項第9号でございますが、法人税の連結納税制度を見直し、グループ通算制度とし、個別申告方式への見直しを行うことによる整理でございます。新たに資本金が1億円を超える法人の電子申告を義務化するものでございます。

66ページ以降につきましては、元号の改元による改正でございますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、10ページにお戻りください。

施行期日につきまして定めております。

所要の経過措置を設け、一部を除き令和2年4月1日といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

ちょっと言葉の確認をさせていただきたいと思うんですけれども、16ページ、24条の第2項の中で、現行では「障害者、未成年者、寡婦又は寡夫」、両方「かふ」ですけど、最初の寡婦は女性のほうの寡婦、あとの寡夫は男のほう、夫と書いて寡夫ということですけども、それが今度、改正案では左側、「寡婦又はひとり親」に変わるということですよ。寡婦は、結婚してその後、死別したり離婚された場合に寡婦という呼び方になると思うんですけど

も、改正案のほうでは、ひとり親ということになりますけど、現行の男のほうの寡夫はどちら、ひとり親に変わるということじゃないですよ。

さっきの説明では、ひとり親というのは、今、要するに結婚しなくて子供がいらっしゃるような方をひとり親というふうに呼んであるんですかね。分かりましたかね。それをお願いします。

○議長（上田利治君）

脇山住民課長。

○住民課長（脇山和彦君）

宮崎議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、今回の改正によりまして、寡夫、夫ですね、男の寡夫という表現が消えて、そこにひとり親という表現に変わるものでございまして、実際、控除といたしましては、女性の寡婦、この寡婦も生きておりますし、あと婚姻歴、議員おっしゃるように、今までの寡婦というのは婚姻届を出して、その後に配偶者がお亡くなり、または行方が分からない、あるいは離別ですね、別れるという形が寡婦控除の前提でございましたけれども、そうなりますと婚姻届を出しておられないひとり親がいらっしゃいます。これは女性も男性も一緒ですけども、この方たちにつきましては、所得控除というのが今まではございませんでした。

これにつきまして、税制上の不公平をなくすということから、女性であろうと男性であろうと、婚姻届を出していなくても、子供さん、所得が480千円以下ですかね、が扶養されている方につきましては、ひとり親控除という分を適用するというところでございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

分かりましたけれども、要するにひとり親というのは、結婚しなくて子供さんがいらっしゃる方、それは男の方でも女の人でもひとり親のほうに入ると。結婚した後、死別なんかされたり離婚された人は寡婦のほうに入ると。男のほうの寡夫もこっちのほうに含まれるということですね。

○議長（上田利治君）

脇山住民課長。

○住民課長（脇山和彦君）

すみません、説明が悪くて申し訳ありません。

議員がおっしゃる寡婦、女性の寡婦ですけれども、この要件の中には夫と死別、あるいは離別、また夫の生死の明らかでない女性で、扶養している人が子供さんでなくても、例えばお母さんであるとか、そういった方も女性の寡婦としては認められております。

ただし、今、私が申しておりますひとり親というのは、あくまで子供さんをお持ちの方ということでございまして、あくまで女性の寡婦については扶養する人の続柄を問わないけれども、ひとり親控除をする場合には所得がある一定の要件を満たす子供さんが必要になってくるということでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程4 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいているところでございます。

詳細につきましては住民課長から説明をさせます。どうか御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山住民課長。

○住民課長（脇山和彦君）

それでは、玄海町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、新旧条文対照表により御説明をいたします。

まず、2ページをお開きください。

第2条関係でございますが、課税限度額を定めたものでございます。

医療給付費分の基礎課税額の610千円を630千円に、介護納付金課税額の160千円を170千円にそれぞれ引き上げるものでございます。

今回の医療給付費分基礎課税額の限度額引上げによって、後期高齢者支援金分及び介護給付費分を合わせた国民健康保険税の課税限度額を現行の960千円から990千円に引き上げるものでございます。

第23条でございますが、軽減措置を定めてあるものでございます。

次の3ページ第2号を御覧ください。

5割軽減を規定したもので、現行の被保険者の数に乗すべき金額280千円を285千円に引き上げるものでございます。

第3号は、2割軽減を規定したもので、現行の被保険者の数に乗すべき金額510千円を520千円に引き上げるものでございます。

今回、7割軽減についての改正はあっておりません。

4ページをお開きください。

長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に、新たに租税特別措置法第35条の3第1項の規定を加えるものでございます。

それでは、1ページにお戻りください。

附則第1項において、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するとするものでございます。

第2項において、改正後の規定は令和2年度以後の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程 5 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町介護保険
条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程 5. 議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第34号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し御承認を求めます。

専決処分の内容でございますが、玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させます。どうか御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

中山健康福祉課長。

○健康福祉課長（中山ふみ君）

それでは、御説明を申し上げます。

介護保険料につきましては、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料減額賦課の仕組みが設けられており、平成27年4月から一部実施されてきたところでございますが、本年度からの消費税率10%への引上げ満年度化に伴いまして、さらに減額幅を引き上げる措置が取られるため、本町条例の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正点につきまして、新旧条文対照表をもとに御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

まず、保険料率第2条でございますが、第1項中、「平成32年度」を「令和2年度」に改めるものでございます。

次に、第2項中、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万4,300円」を「1万9,440円」に改めるものでございます。

続いて、同条第3項中、第1項第2号の前に、「前項の規定は」を加え、「平成31年度」及び「平成32年度」の各年度を「令和2年度」に改め、同項の後段中、「第1項」を「前項」に、「4万8,600円」を「1万9,440円」に、「4万500円」を「3万2,400円」に改めるものでございます。

続いて、同条第4項中「第1項第3号」の前に、「第2項の規定は、」を加え、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に改め、「第1項」を「第2項」に、「4万8,600円」を「1万9,440円」に、「4万6,980円」を「4万5,360円」に改めるものでございます。

ただいま御説明いたしました改正内容を一覧表にした資料のほうをお手元にお配りいたしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

資料のほうですが、左のほうから所得段階と書いておりますが、これは国の基準によりまして、1から9までの9段階の設定となっており、負担能力に応じて各段階ごとに保険料率が定められております。

保険料を実際、求めるときは、表の中ほどに薄いブルーに色づけをしております第5段階という段階がございます。こちらが基準となるもので、保険料率1.00というふうに記載をしております。この金額に各段階の保険料率を乗じて保険料額を求めることとなります。

なお、今回の改正で、保険料軽減の対象となっておりますのは、オレンジ色に色づけをしております部分、第1段階から第3段階でございます。現行の保険料率を黒字で、改正後を赤字でお示ししております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項において、施行期日を令和2年4月1日からといたしております。

次に、第2項において、改正後の玄海町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとする

ものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますよう
よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程6 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玄海
町一般会計補正予算（第1号））

○議長（上田利治君）

日程6．議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第35号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいておりますので、同条
第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、令和2年度玄海町一般会計補正予算（第1号）でござい

ます。

専決理由といたしましては、令和2年度玄海町一般会計において、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対して市場で入手困難となっているマスクを早急に町民へ配布したいため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

補正の内訳につきまして御説明申し上げます。

歳出補正予算の、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費、ふるさと応援寄附金基金積立金を4,487千円減額し、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、感染症予防事業を4,487千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,285,000千円とするものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。小山善照君。

○1番（小山善照君）

マスクをお配りになるということですが、これは各家庭さんにどのくらいずつお配りになれるのか、それと時期はいつ頃になるのでしょうか。それを教えていただければと思います。

○議長（上田利治君）

中山健康福祉課長。

○健康福祉課長（中山ふみ君）

小山議員の御質問にお答えいたします。

マスクの配布ですが、全町民の方を対象にお一人2枚の布のマスク、洗って繰り返し使えるマスクでございますが、これを配布を考えております。

それから、配布の時期でございますが、5月の中旬頃、10日頃には各御家庭のほうにお届けできる予定となっております。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○1番（小山善照君）

配布の仕方とありますが、これは郵送とか、手で配られるのか、それとも役場あたりに取

りに来るような形になるのか、配布ということですので、取りに来るといったことはないかとは思いますが、よかったですらお願いします。

○議長（上田利治君）

中山健康福祉課長。

○健康福祉課長（中山ふみ君）

各家庭への発送の仕方につきましては、この専決処分いただきます補正予算のほうで郵送料のほうを計上させていただいております。郵送にて各御家庭にお届けする予定でおります。

○議長（上田利治君）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程 7 議案第36号 令和2年度玄海町一般会計補正予算（第2号）

○議長（上田利治君）

日程 7. 議案第36号 令和2年度玄海町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第36号 令和2年度玄海町一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ959,800千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を8,244,800千円とするもので、全て新型コロナウイルス感染拡大による緊急経済対策及び感染防止対策を行う経費を計上するものでございます。

歳入補正予算としましては、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、電源立地地域対策補助金4億円の増額は、新型コロナウイルス感染症による町内経済対策として、地域産業緊急支援事業に全額を充当するものでございます。

同じく、特別定額給付金事業費及び事業費合わせて550,412千円の増額は、国が実施する緊急経済対策における全国全ての人々への新たな給付金として実施される特別定額給付事業に係る経費の10分の10、国の補助金が交付されるものです。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、8目ふるさと応援寄附金基金繰入金9,388千円の増額は、今回の補正事業の一部に充当するため、取崩しを行うものでございます。

歳出補正予算としましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費550,617千円の増額は、歳入で御説明いたしました特別定額給付金支給事業において、給付する特別定額給付金及びその事務に係る経費や人件費を計上するものでございます。

同じく、5目財産管理費1,796千円の増額は、公共施設感染症感染予防対策として、役場や値賀出張所、町民会館、玄海みらい学園などの主な公共施設の共有スペースなどを消毒すること、さらに勤務する職員等が感染や濃厚接触者となった場合、庁舎などの消毒作業を行うことに必要な物品を確保する経費を計上するものでございます。

同じく、6目基金管理費54,497千円の減額は、当初予算において計上しました公共施設整備基金積立金を減額し、今回の補正予算の財源とするものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費5,334千円の増額は、玄海産佐賀牛販売促進緊急支援事業として、佐賀牛の枝肉価格の大幅な下落、高級価格帯の販売不振による枝肉在庫増加など、玄海町内の畜産業に与える影響が大きいことから、町内における販売促進と支援を行うため計上するものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費456,550千円の増額の主なものは、地域産業緊急支援事業として、購買活動などが停滞し、町内経済に大きく影響していることから、個人消費を喚起し、地域産業を支援するため計上するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号 令和2年度玄海町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和2年第2回玄海町議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後1時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員